

黒船来航



寶永元年

申七月廿一日帳面改正

萬連年記録帳

九助豊後國海部郡枕崎海崎村
小野元祖 松崎五左衛門貢代

萬連年記録帳 (二)

編集 御手洗義夫・佐藤 巧

元治元甲子年

(一八六四)

二月十七日、昼四ツ巳ノ中刻ヨリ未下刻迄、御城下
中村出火ニ御座候。中村ヨリ城下ニうつり申シ、巳
の中刻ヨリ中村出火始り午ノ上刻ヨリ城下ニうつ
り、申ノ上刻よぶく大火罹り申候。猶又未ノ中刻ヨ
リ善教寺えうつり舜時ニ善教寺焼落申候。夫ヨリ大
勢ニテ大火消掛り申し候。

数合、燒家數八拾軒、寺共
善教寺燒残ル分、土藏、鐘ツキ堂、御門残り。

元治元子年 御藏相場 (一八六四)

一、百八拾目 壱石二付 尤当銀ニテ候。

同子年

一、龍顏御伴天盃頂戴
毛利伊勢守御代

元治二乙丑年ヨリ

海崎御木場、御上ヨリ商売ニ相成候。

慶應元年

(一八六五)

世上痢疫病大流行、人數多死ス。

同年

毛利伊勢守様当代城主、天そふ賂山首尾能如件

慶應二寅九月時 改穀物高 当節尤六四匁也
御買込ニ相成候。

二、米壹升三付

五匁八分

一、麦 同

三匁壹分

一、酒 同

四匁八分

但、酒すくなし

右此節公房様御遠行あそばされ被遊あそばされ候。

丑年御藏相場

一、武百九拾五匁カヘ 尤も当銀ニテ

慶應二年寅七月廿四日記ス

(一八六六)

一、長州御征伐騷動ニ附、実ニ和国一流大乱、日々軍

義風評大方ならず。九州大名ハ小倉え出張。上方勢

ハ芸州廣島え出張、只火軍ヲ一トして日々倉戦前新。

此節騷動ニ附、穀類始はじ諸品上りシテ此時

一、黒米三升

五匁七分

一、白米三升

六匁五分

一、麦安同断

三匁

右品々是ニ順じ、尤此時右御用帳の御上様他願ノ米

長州征伐



慶應二年

一、米一升三付

五匁八分
三匁七分

一、麦安同

三百九拾五匁替へ

但、此年米・粟・綿・唐芋等諸作大凶年、不作前代

未聞。尤、風損水損也。

(一八六六)

同年夏三到り

黒米壱升二付

七匁四分二相成候。

(一八六六)

慶應三年

御藏相場石別

一、三百九拾五匁替へ

尤、当札ニテ 但、金壱両六拾四匁也。

一、寅年御藏相場 石別五百五拾匁かへ

尤当札也。但、六拾四匁金也。

慶應三年丁卯年春

(一八六七)

一、黒米相場 極々高値之節
壱升二付 銀六匁七分

一、麦安 壱升二付 五匁四分

一、唐芋 拾斗 三拾武匁

一、同切干 拾斗 百式拾三匁

一、酒値段 壱升二付 八匁也

一、同粕 六斗二付 同七拾目

一、粉 壱升二付 同壱匁

右ハ如此事諸相場也。

一、武藏国江戸武将城徳川家滅亡。諸大名屋敷引拂い長州・薩州・土州ヲ始め名国諸大名京都ニ召寄せ、都ニテ禁裏守護おおせつけらわ被仰付おおせつけられ候。此節佐伯も京都え御呼登セ上京仕候。此時在方獵師御供おおせつけられ被仰付おおせつけられ候。但、此節公義官札取扱ひニ相成り候。

尤、此一乱ハ公義ヨリ異國更易より騒動起り諸所ニテ生ニ付、右ノ次第也。徳川滅亡ノ後、追々諸所下國ニ相成り申候。

右国僧、右此節ヨリ京都支配、太政官諸事政事務候。

明治元年辰年 御歳相場

石二付三百拾匁替 金壱両六拾四匁也。

同式已年辰年ヨリ十三年限り

一、金札通用

但、壱枚拾両与同壱両与

同 壱歩与、

同 式朱与

同 壱朱与

右四品之通用



大政奉還

明治元年三月中記ス。

(一八六七)

一、此年御上より御用意ノ為、郡中百姓壱石高二付、畑

ひえ壱升宛差出ス様被仰付候。

一、同辰年ヨリ徳川家滅亡ニ相成り、此時より禁庭支配

ニ相成り申し候。

但、此時洛中洛外軍亂ニ付、諸大名京都え御上京ニ

相成り、当御城主も上京仕、尤、二月九日当國御繫

船ニテ 同四月上旬御下向、御帰城ニ相成り至極京

都首尾よく、尚又此年ヨリ又々三歩過免發上納ニ相

成り申し候。尚又、國中御役人ヲ始、萬民御僕約、

殊の外嚴敷相成申候。署之

己十一月

一、此節店相場

米 五匁式分位

麦 四匁壱分位

福栗 三匁位

切干 拾貫二付、

四拾五匁位

明治二年己 御歳相場

一、石二付五百目替 尤、金壱両六十四匁也。

藩札



明治二年巳年初秋ヨリ
諸品引上ヶ
一、塩 壱升ニ付
一、米 壱升ニ付
一、麦安 同断
三匁六分

明治二年巳春
毛利數馬様、当國え御引取ニ相成、白坪明神ノ脇ニ
住居也。
(一八六九)

同已年 白壹分銀、同壹朱銀、
段々にせ銀正成、右二付金不計はかうぞへき
一、札ノ両替自由ならず、一日ニ壹人毎ニ壹両ヨリ
上ハふ叶かなわす。此節封じ金ニテ通用為致候。

明治二年巳十二月
毛利伊勢守様御代、御改名ニテ佐伯藩知事外御
役人物御改名、諸事改革ニ相成。
同時
一、金札相場、六拾四匁每ニ九かけ通用。
一、金札壹両八匁かけノ通用ニ相成。

明治二年九月下旬ヨリ、同午二月上旬迄天氣続き、天
でり、午正月二月上旬所々雨乞仕候。
一、金札壹両八匁かけノ通用ニ相成。
同十一月廿日時頃
一、同相場、同六拾四匁ニ、八六掛相場通用也。

一、大豆	同断	四匁弐分
一、綿篋	百目二付	拾八匁五分
一、酒	壺升ニ付	七匁五分
一、切干	拾メニ付	八拾目
尚又此頃、掛前金法ぶれ、		
尤、古金徳川金ハ隨分通用。		

一、明治二巳年ヨリ京都も政事を持、太政官ト名附、禁庭政事と相成申し候。諸国兵政事改格ニ相成候。武家知行高分相応ニテ減歩ニ相成り、下民百姓共上納ノ品等減歩ニ相成り候。

明治三庚午年三月

諸品相場

一、米	壺升	札五匁六分
一、麦安	同断	同五匁位
一、種子油	壺升ニ付	同三拾匁
一、酒	一升	同七匁
一、唐芋	十貫	同廿五匁
一、同切干	同七拾五匁	

(一八七〇)

世直し一揆



明治三巳年

一、当領内五ヶ村百姓中色々願ひをくわだて、此度頭取ノ者共御上ヨリ召捕れ御吟味ノ上、深嶋遠嶋ニ相成申し候。

(一八七〇)

一、地打篋卷百目 同十八匁
但六四金也。尤、此節ニ月月下旬ヨリ少シハ諸品よわきニ相成り候。但、三月節旬雨天也。

明治三年五月上旬ヨリ

諸品追々下落ニ相成り、麦作諸国共十分ノ出来也。

ヨリ百目迄ノ人ニハ吸い物、同壱両以下ノ人ニハ御
神酒斗也。

但シ当近辺ニテハ早麦到テ不作を捨て、ほぼ満作
也。小麦ハやみいりたるハ到テ不作也。

同年四月

一、たてむしろ壠枚ニ付

明治三年午年

(一八七〇)

式匁七分ヨリ三匁迄仕候。

明治三年午年

(一八七〇)

九月上旬ヨリ大雨振りニテ、右八日大洪水、并ニ大

風、誠ニ古今珍敷めずらしき前代未聞ノ大水也。

同月上旬十六日、又々大風ニテ兩度ノ風雨ニテ諸作

いたみ、諸品あげ方ニ相成。尤、此年諸作共ニ豊作

ニ御座候。浦方ニハ漁事十分ニ御座候。

同年 当惣扉 富之尾宮再建、十月十五日上棟。

当家寄進、百五拾目、并ニ松木壠本五尺廻り、

右寄進仕候。何方も分相応ニ寄進仕候。尤、其村所

ニテ頭立者共世話役致候。且又、其者むねあげの節

ハ賑々敷にぎにぎしき、寄進百目以上の人ニハ本膳料理、同壠両

小參事四人出成

間七郎右衛門

山口藤左衛門

黒木常右衛門

古賀丞衛

(一八七〇)

明治三年ノ事

同午十月、当御藩中一乱仕、小參事御役人、間七郎
右衛門、國矢藤右衛門、山口藤右衛門、閔谷藤藏、

右四人御免ニ被成候。

此節、山際土屋氏御切腹仕事、落着ニ相成候。

明治三年午 御藏相場

一、石別三百八拾五匁かへ

尤、直金六十四匁兩也。

明治三年十一月廿七日頃

同十一月

藩知事様、御殿御引移り

同右八日

奥方様、肥州宇土え御入輿也。御年十七才ニテ

明治三庚午年十二月

(一八七〇)

一、当国士農工商御取分ヶ御政事ニ相成候。

同年十二月九日

当藩中一乱ノ砌り、頭取ノ人々數多有之候。尤、此事露見の上、右頭取ノ人ニ御咎メを蒙り、藩中ノ武士九人入ろう被仰付候。其連名左ノ通り

長谷川氏、西谷閔氏、同穴見氏、

田中氏、谷川氏、本町尾間氏、

鉄砲町古川氏、高橋氏兩人

右九人

明治三年十二月 落チやく

此節、右之一条ニかたらひの人々、夫々罪ノ輕重被

仰付候。右二付、戸倉六郎兵衛、御隠居被仰付候。



明治三年禁錮騒動起る

抑そぞろ此度の一條、右九人の人々をはじめ數多の武士をかたらひ、皇國の為ト申し諸国の浪人等をかたらい、当国城下町中共ニ一乱致サセ、其砌り右一類の人々出奔致し可申、為念ノ□天命哉、露顯致し右ノ次第二相成候処、有增被留置候。
此こ曰ク子細雖おちあれどもこれりやくス之。且又、此頃藩中政格ニ相成、下男下女等ノから請金等迄相致候。

(以下次号につづく)